

改正後	改正前
<p>(後援団体等の政治活動に関する立札及び看板の類の総数等)</p> <p>第一百十条の五 法第四百四十三条第十六項第一号に規定する政令で定める立札及び看板の類の総数は、公職の候補者若しくは公職の候補者となる者とする者(公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。)一人につき又は同一の公職の候補者等に係る法第九十九条の五第一項に規定する後援団体(以下この条において「後援団体」という。)の<u>全て</u>を通じて、それぞれ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 公職の候補者等が衆議院比例代表選出議員の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数。ただし、一の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区域においては、前号に定める数を超えることができない。</p> <p>イ 当該選挙区の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が<u>十一以上十三以下</u>である場合 公職の候補者等にあつては二十二、後援団体にあつては<u>三十三</u></p> <p>ロ 当該選挙区の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が<u>十三を超える</u>場合 公職の候補者等にあつてはその十三を超える数が二を増すごとに二を二十二に加えた数、後援団体にあつてはその十三を超える数が二を増すごとに三を三十三に加えた数</p>	<p>(後援団体等の政治活動に関する立札及び看板の類の総数等)</p> <p>第一百十条の五 法第四百四十三条第十六項第一号に規定する政令で定める立札及び看板の類の総数は、公職の候補者若しくは公職の候補者となる者とする者(公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。)一人につき又は同一の公職の候補者等に係る法第九十九条の五第一項に規定する後援団体(以下この条において「後援団体」という。)の<u>すべて</u>を通じて、それぞれ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 公職の候補者等が衆議院比例代表選出議員の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数。ただし、一の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区域においては、前号に定める数を超えることができない。</p> <p>イ 当該選挙区の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が<u>十二又は十三</u>である場合 公職の候補者等にあつては二十二、後援団体にあつては<u>三十三</u></p> <p>ロ 当該選挙区の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が<u>十三を超える</u>場合 公職の候補者等にあつてはその十三を超える数が二を増すごとに二を二十二に加えた数、後援団体にあつてはその十三を超える数が二を増すごとに三を三十三に加えた数</p>

2
3
8
略

三
七
略

2
3
8
略

三
七
略